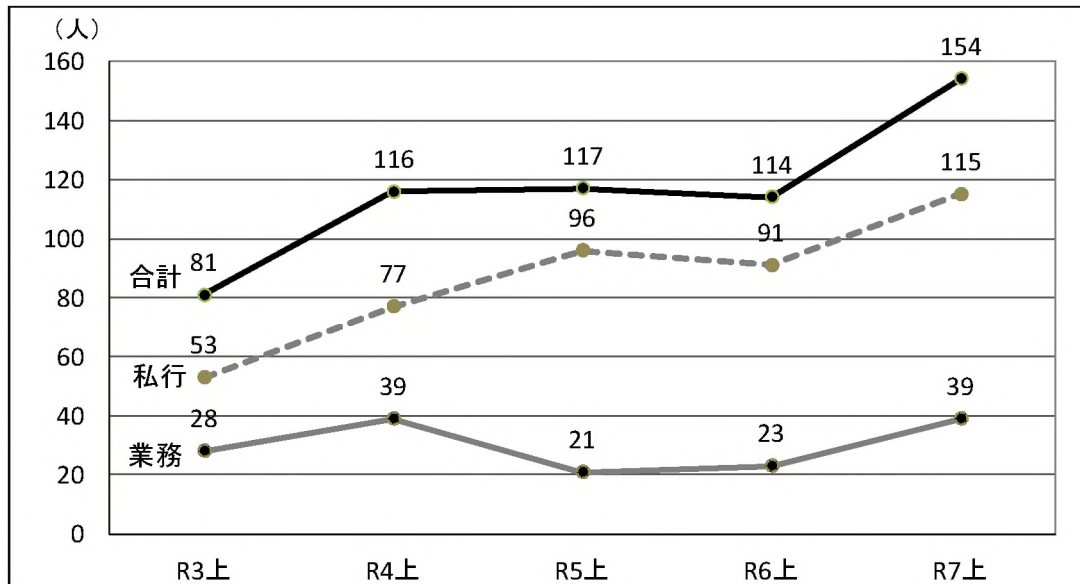


公 安 委 員 会 説明資料 No. 1	警察活動におけるウェアラブル カメラ活用の試行について	令和 7 年 7 月 24 日 長 官 官 房
1 目的 職務執行に当たる警察官によるウェアラブルカメラの活用について、その効果や課題を把握するため、モデル事業を実施するもの 2 概要 (1) 地域警察活動 街頭活動に従事する地域警察官にウェアラブルカメラを装着させ、その職務の状況を撮影した映像を、①地域警察官の職務執行状況の事後的な確認、②適正な地域警察活動の確保及び③現に犯罪が行われた場合又は事故が起きた場合における証拠の保全の目的で利用するもの ○ 配備予定 警視庁・大阪・福岡 計 39 式 ○ 実施期間 令和 7 年 8 月下旬以降、順次開始 3 か月 (2) 交通取締活動 交通取締活動に従事する交通警察官にウェアラブルカメラを装着させ、その職務の状況を撮影した映像を、①交通指導取締りにおける警察官の職務執行状況の事後的な確認、②適正な交通指導取締りの確保及び③現に道路交通法違反等の行為が行われた場合における証拠の保全の目的で利用するもの ○ 配備予定 愛知・新潟・高知 計 18 式 ○ 実施期間 令和 7 年 8 月下旬以降、順次開始 6 か月 (3) 雑踏警備活動 公道、イベント会場、駅等の公共の場所において、雑踏の概観や流れを撮影した映像を、雑踏警備に際して適切な指揮を行うために当該雑踏警備に従事する者が視聴する目的で利用するもの ○ 配備予定 北海道・岩手・警視庁・神奈川・石川・大阪・広島・香川・鹿児島 計 19 式 ○ 実施期間 令和 7 年 8 月下旬以降、順次開始 1 年間 3 備考 本事業を実施する都道府県警察において、警察庁通達を参考に、本事業におけるウェアラブルカメラの活用に関する内部規程を作成する予定		

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
職 務 放 棄 ・ 懈 怠 等			4	8	12 (+8)
被 疑 者 事 故 等			1		1 (-2)
情 報 管 理 ・ 取 扱 不 適 切					0 (-2)
職 権 濫 用 ・ 収 賄 供 応 等		4			4 (+1)
犯 人 隠 避 等					0 (-1)
公 文 書 偽 造 ・ 毀 棄、証 拠 隠 滅 等		3	4		7 (+7)
物 品 管 理 不 適 切 等					0 (-1)
そ の 他 勤 務 規 律 違 反 等			10		10 (+3)
暴 行 ・ 傷 害 等		1	4	1	6 (+4)
窃 盗 ・ 詐 欺 ・ 横 領 等	10	13	13		36 (+7)
交 通 事 故 ・ 違 反	5	9	7	4	25 (+10)
異 性 関 係	5	19	20	2	46 (+9)
そ の 他 法 令 違 反 等		2	4	1	7 (-3)
監 督 責 任					0 (±0)
計	20 (+6)	51 (+20)	67 (+12)	16 (+2)	154 (+40)

※（ ）内は前年同期比を示す

令和7年上半期の懲戒処分者数

区 分		免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計	前年比
警 察 庁	警 察 庁			3		3	+1
	北 海 道		1	6		7	+1
東 北	青 森		1	3		4	+1
	岩 手	1	1	1		3	+2
	宮 城					0	±0
	秋 田		1			1	+1
	山 形					0	±0
	福 島					0	-2
	計	1	3	4	0	8	+2
警 視 庁	警 視 庁	4	4	7		15	+4
	茨 城		1			1	-3
関 東	栃 木					0	±0
	群 馬			2		2	+2
	埼 玉		3	3	1	7	+2
	千 葉					0	-3
	神奈川	3	4	6	4	17	+12
	新 潟		1			1	+1
	山 梨			2		2	+2
	長 野		2			2	+2
	静 岡	2	2	1		5	+1
	計	5	13	14	5	37	+16
中 部	富 山	1	1	1		3	+2
	石 川			1		1	±0
	福 井			1		1	±0
	岐 阜					0	-1
	愛 知		1	3		4	-2
	三 重	2	1			3	-1
	計	3	3	6	0	12	-2
近 畿	滋 賀		1			1	+1
	京 都		2	1		3	+1
	大 阪	1	6	7		14	+7
	兵 庫	3	1	7	9	20	+9
	奈 良		2			2	+2
	和歌山					0	±0
	計	4	12	15	9	40	+20
中 国	鳥 取			3		3	+3
	島 根					0	-1
	岡 山		1			1	-1
	広 島			2		2	±0
	山 口		3	1		4	+3
	計	0	4	6	0	10	+4
四 国	徳 島				1	1	+1
	香 川					0	-3
	愛 媛					0	±0
	高 知		1			1	-3
	計	0	1	0	1	2	-5
九 州	福 岡	1	1	1		3	-9
	佐 賀					0	-1
	長 崎		3	2		5	+3
	熊 本	1	3			4	+2
	大 分	1				1	+1
	宮 崎		1	1		2	+1
	鹿 児 島		2	1	1	4	+1
	沖 縄			1		1	+1
	計	3	10	6	1	20	-1
合 計		20	51	67	16	154	+40

※ 附属機関及び地方機関の職員並びに地方警務官については警察庁の欄に計上

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	第27回参議院議員通常選挙に伴う 警備諸対策の実施結果について	令和7年7月24日 警 備 局
------------------------	------------------------------------	--------------------

第27回参議院議員通常選挙における選挙警護に関し、ローン・オフエンダーをはじめとする脅威に対する警備諸対策を講じた。

1 警護

- (1) 警護実施結果
- (2) 警察庁・都道府県警察の取組
- (3) 事例

2 ローン・オフエンダー（LO）等対策

- (1) 警察庁LO脅威情報統合センターからの情報共有
- (2) 事例

3 今後の予定

今次参議院議員通常選挙での警備諸対策の実施結果を踏まえ、警護の在り方について、不断の見直しを進めるとともに、ローン・オフエンダー等対策を推進する。

公 安 委 員 会	ランサムウェアPhobos/8Baseによる	令和7年7月24日
説明資料No. 4	暗号化被害データに関する復号ツールの開発について	サイバー警察局

1 概要

関東管区警察局サイバー特別捜査部において、世界各国で少なくとも2,000件の被害が確認されているランサムウェアPhobos/8Baseによって暗号化された被害データを復号するツールを開発し、令和7年6月、警察庁サイバー警察局からユーロポールに提供したものの。

2 これまでの取組と成果

ランサムウェアPhobos/8Baseをめぐっては、日本警察においては令和5年11月から国際共同オペレーションに正式参画している。

令和6年以降、参画国によりPhobos/8Baseの中心人物となる被疑者5名が検挙されたが、このうち3名については、サイバー特別捜査部が人定事項を特定し、関係国に対して情報提供を行ったことにより検挙に至った。

3 復号ツールの概要

- 復号ツールについては、日本警察が米国FBIの協力を得ながら開発し、日本警察、ユーロポール及び米国FBIにおいて、同ツールの有意性が実証された。
- 警察庁ウェブサイト及びユーロポールが管理するウェブサイト「No More Ransome」からダウンロードが可能。技術的な知識を持っていない被害者にも使いやすいよう、シンプルな操作で復号処理を行えるよう実装している。